



リレー随筆

～ガンダムファクトリーヨコハマ～

全国港湾誌観覧の皆さん
今月号の随筆を担当する
教官委員の岡部です。
ここ最近、世間を騒が
せている新型コロナウイルス
スによる暗いニュースと不
安なことばかりで早く終息
を向かえるのを願うばかり
です。
さて、今回の随筆は横浜
港の山下ふ頭開発を記載し
ていきたいと考えます。
山下ふ頭は、瑞穂ふ頭の
代替施設として一九五五年
に第一ベースが完成して以
降、横浜港を支えてきた、
ふ頭の一つになります。
現在では、新開発の基
新たな土地として出発を迎
えようとしています。
その山下ふ頭では一体何
が出来たのかを久しぶりに
出向いたところ、な、なん
とガンダムファクトリーヨ
コハマが開発跡地に誕生す
るといった衝撃的なことだ
ったのです。
それは、オープン期間が
二〇年十月より一年間の運
営を行う計画らしく、ガン
ダムの大きさが一八メート
ルある実物大を組み上げ作
業中でした。
一緒に行った友達に聞い
たところ、それが動くとい
うのです(怖いですがね、恐
ろしいですね)。
横浜は、江戸時代末期に
開港以来、歴史的な建造物
など美しい景観を育ててき
た経過がありますが、まさ
かガンダムが設置されると
は思いもしませんでした。
また、コロナの影響によ
り横浜港には、二隻の日本
丸(帆船)が揃っておりま
す。
この日本丸は、四月一日
に実習生の乗船日でしたが
新型コロナウイルスに乗船
委員が感染してはいないか
を念に、十五日以降まで延
期となったことから、暫く
横浜港に二隻の日本丸が停
泊するといった珍しいケー
スだそうです。
こんな、非常事態宣言が
発令されている中、能天気
な随筆記事になってしま
いましたが、少しでも楽し
みが増えたらと思ひまして、
私の随筆記事とさせて頂
きます。
二隻目は、山下ふ頭に停
泊しているのですが、船員
養成を事業としているもの
で乗船は出来ません。
今回は、石渡教官委員の
豪快な随筆記事を楽しみ
に、乞うご期待下さい!

お知らせ

四月一日開催された、第
二回中央闘争委員会に於い
て、新型コロナウイルス感
染防止のため、三つの密①
密閉空間の密集場所③密接
場所を避け、集団感染リ
スクを回避する観点から、
五月二十七日から二十九日
開催予定の「全国港湾第一
七回港湾労働セミナー」の
中止が決定されましたの
で、お知らせします。
参加を検討されていた組
合員の皆様、関係者の皆様
には、多大なご迷惑をおか
けすることとなり、お詫び
申し上げます。

港湾産別協定⑨

～第三章・第八条 雇用の安定と拡大～

前号まで、本欄⑤⑧
で産別協定第七条「職域
・業域及び就労」につい
て、その歴史的背景と当
時のたかひも紹介して
きました。今回は、七条
を前提に産別労使が雇用
の安定と拡大に日常的に
腐心し、規制緩和政策に
も抗して努力することを
確認した協定の解説にな
ります。まず条文を記し
ておきます。
第三章 雇用・職域
第八条 雇用の安定と拡
大
港湾労働者の雇用と就
労の確保は、港湾運送事
業の安定経営の最重要課
題として認識し、日港協
及びその傘下企業は最大
限努力しこれを実施す
る。
なお、実施に際しては、
違法派遣・違法就労を生
じさせないこと、又、港
湾運送の秩序維持につい
ては、事前協議制度の適
正運営の中で対応すると
ともに、労使双方が業域
・職域の拡大に努めるこ
ととする。
第一項
港湾運送事業の規制緩
和に対しては反対する。
第二項
新規参入については、
前協議制度の厳正運用、
自動化・機械化問題事
の乱れが見えられます。

この協定は、読んでい
ただいた通りで、ポイン
トは「港湾労働者の雇用
と就労の確保は、安定経
営の最重要課題」と確認
し、その後「最大限努
力し実施する」と押さえ
ていることです。つまり、
雇用と就労の確保は最重
要課題なので、努力で終
わらないで「実施する」
と確認していることが重
要です。それに続いて、
当然のことですが「違法
派遣違法就労を生じさせ
ない」こと、港湾運送秩
序の維持に「事前協議制
度(産別協定第九条)の
適正運営」をほかり、加
えて「業域・職域の拡大
に努める」と、念には念
を入れて、条文の前半部
分を担保する条項を設け
ています。
真最中です。「適正運営
」で対応する以外にありま
せん。そして、物流倉庫が
乱立し、ここで雇用秩序
の乱れが見えられます。

地区港湾のパトロール行
動で摘発する根拠は、先
の産別協定七条にあるわ
けですが、その取り組み
を通じて「業域・職域の
拡大」へとつながってい
くこととなります。この
視点で、この協定を讀ん
でいただければ、今日の
課題と産別協定の重要性
が再確認できます。
八条には、本文に続き
第一項で「規制緩和に反
対」と記し、第二項では
新規参入に対して「安定
化協議会」で「協議対応
する」としています。規
制緩和がいかに問題か、
そしてどうしたかたか
については、前号に説明
しました。規制緩和反対
の「労使のスタンス」は
明快です。そのうえで、
参入申請が提出された
ら、行政手続法を根拠に
「兩々と進む」ことにな
りますから、関係地区の
労使と行政が申請につい
て協議して、対応を判断
する仕組みを設けていま
す。港湾以外の運送事業
視点と政府の規制緩和政
策に抗していく労使の姿
勢を明らかにしているこ
とが重要です。
今回は、第三章第九条事
前協議制度に進みます。

共済
くみん

